

【参考】本市の指定管理者制度の概要

項目	概要
募集に対する基本的な考え方（原則）	指定管理者の募集に当たっては、原則として、指定管理者になり得る団体に制限を設けないこととし、公募によることとする。
指定期間	新規導入時 3年を上限 2期目以降 5年を上限
指定管理料	<p><u>支払時期</u></p> <p>毎年度、四半期ごとに、指定管理者からの請求に基づき指定管理料を支払う。</p> <p><u>概算払の費目</u></p> <p>修繕費については、概算払としており、執行額が予算額に満たなかった場合は残額を市へ返金する。（執行額が予算額を上回った場合は、指定管理料の追加支払いは行わない。）</p> <p>一部の屋外施設等については、天候等による影響を大きく受けるため、光熱水費についても概算払としている。</p>
料金収入	<p>法令等による制限のない施設については、可能な限り料金収入が指定管理者に還元される仕組みを採用している。</p> <p>利用料金制導入施設：46施設</p> <p>使用料制導入施設（実績払有）：15施設</p> <p>指定期間中の使用料は市の収入とするが、利用件数に使用料の単価（減免が適用される場合は減免後の額。）を乗じた額に相当する額を指定管理者へ支払うもの。</p>
自主事業	<p>施設の設置目的に適合し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。（事前の市の承認が必要）</p> <p>なお、自主事業により得た収益の一部又は全部を指定管理者の収入へ計上することとしている。</p>
利益の取扱い	利益（収入と支出の差額）の一部の市へ還付する提案は求めておらず、生じた利益の一部について、施設へ還元することをお願いしている。
管理の範囲	<p><u>管理業務の第三者への委託</u></p> <p>専門的知識等を必要とし自ら行うことが困難なものなど一定の条件を満たした場合に認められる。</p> <p>市内事業者・シルバー人材センター等の活用については、指定管理者の選考において加点項目としている。</p> <p><u>光熱水費に係る契約</u></p> <p>指定管理者の裁量において契約相手方を選択できる。</p>

	<p><u>備品の調達・管理</u></p> <p>指定管理者会計において調達した備品については、市に帰属する。</p> <p><u>施設修繕</u></p> <p>1件当たり250万円以下で各施設の募集要項において定める額(多くの施設では130万円)に満たない修繕については、指定管理者が実施する。</p> <p><u>施設等の改装・改修等</u></p> <p>書面による市の承認を経て、原状の変更をすることができる。原則として、指定期間満了時に原状回復を行う。(指定管理者の負担による)</p>														
評価基準	<p>詳細は、別紙「評価基準(作成例)」のとおり。</p> <p>【標準的な配点】</p> <p>事業計画・収支予算に対する評価 : 64点</p> <p>管理を行う能力に対する評価 : 36点</p> <p>経費削減に対する評価 : 5点</p> <p>市が提示する上限額に対する提案額の割合に応じて配点する。(絶対評価)</p>														
リスク分担	別紙「リスク分担表(作成例)」のとおり。														
募集スケジュール	<p>標準的なスケジュールは次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>募集要項の配布</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>申請の受付</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>選考の実施</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>指定管理者の指定</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>指定管理開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年度も同様のスケジュールで募集予定。</p>	実施時期	内 容	6月	募集要項の配布	7月	申請の受付	9月	選考の実施	12月	指定管理者の指定	4月	指定管理開始		
実施時期	内 容														
6月	募集要項の配布														
7月	申請の受付														
9月	選考の実施														
12月	指定管理者の指定														
4月	指定管理開始														
ネーミングライツ 導入状況	<p>ネーミングライツを導入している指定管理施設は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>契約締結者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模原球場</td> <td>(株)サーティーフォー</td> </tr> <tr> <td>相模原市文化会館</td> <td>学校法人相模女子大学</td> </tr> <tr> <td>相模川ふれあい科学館</td> <td>(株)江ノ島マリンコーポレーション指</td> </tr> <tr> <td>相模原麻溝公園競技場ほか2施設</td> <td>(株)ギオン指</td> </tr> <tr> <td>北市民健康文化センター</td> <td>(株)エデュレエルシーエー</td> </tr> <tr> <td>淵野辺公園少年野球・ソフトボール場</td> <td>(株)ウイツココミュニティ</td> </tr> </tbody> </table> <p>指は、同施設の指定管理者である場合を示す。</p>	施設名	契約締結者	相模原球場	(株)サーティーフォー	相模原市文化会館	学校法人相模女子大学	相模川ふれあい科学館	(株)江ノ島マリンコーポレーション指	相模原麻溝公園競技場ほか2施設	(株)ギオン指	北市民健康文化センター	(株)エデュレエルシーエー	淵野辺公園少年野球・ソフトボール場	(株)ウイツココミュニティ
施設名	契約締結者														
相模原球場	(株)サーティーフォー														
相模原市文化会館	学校法人相模女子大学														
相模川ふれあい科学館	(株)江ノ島マリンコーポレーション指														
相模原麻溝公園競技場ほか2施設	(株)ギオン指														
北市民健康文化センター	(株)エデュレエルシーエー														
淵野辺公園少年野球・ソフトボール場	(株)ウイツココミュニティ														
その他	その他、詳細な事項については、「募集要項(作成例)」、「リスク分担表(作成例)」、「評価基準(作成例)」及び「協定書(作成例)」のとおり。														